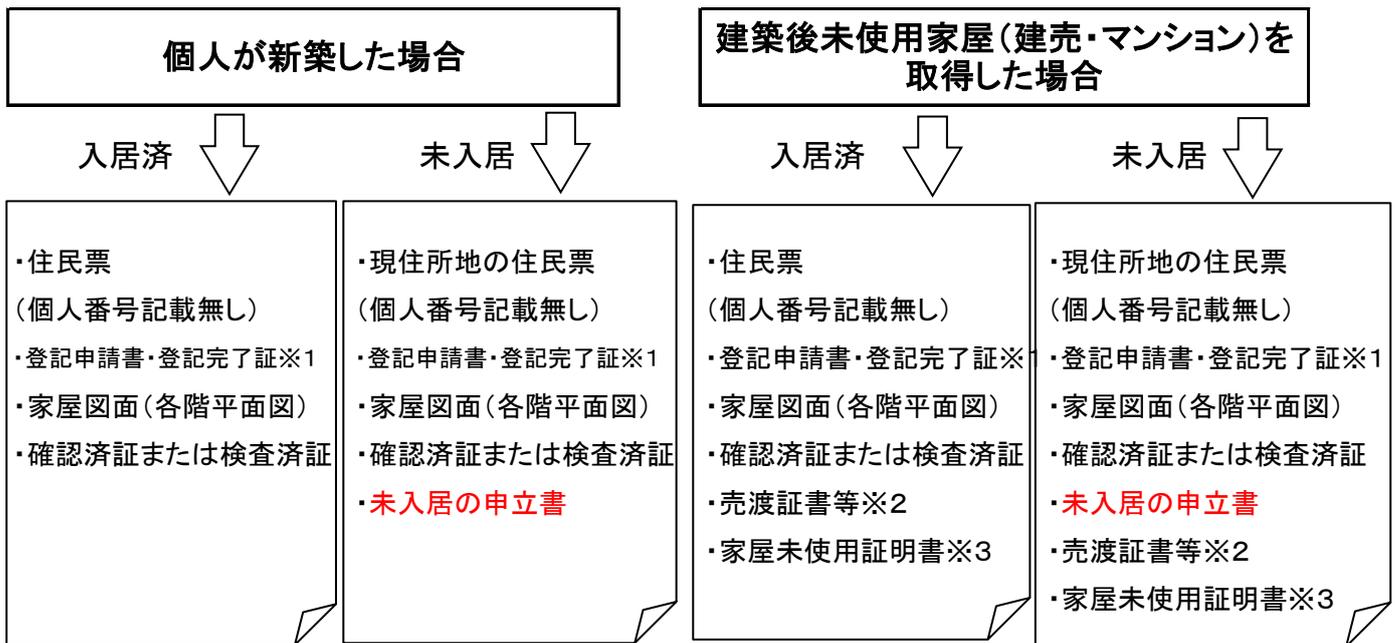


申請時に必要な書類



※1 登記事項証明書(全部事項証明)でも可

電子申請による表題登記を行った場合は登記完了証のみでも可

※2 所有権譲渡証明書、登記原因証明情報等、取得日が分かるもの

※3 当該家屋が未使用であることの証明(建築主もしくは代理宅建業者による)

※「特定認定長期優良住宅」「認定低炭素住宅」に該当する場合、以下の書類も併せて必要です。

● 「認定申請書の副本(第一面から第四面)」及び「認定通知書」の写し

(認定長期優良住宅建築等計画や、低炭素建築物新築等計画について変更の認定を受けた場合は、「変更認定申請書の副本」及び「変更認定通知書」の写し)

● 売買等により取得した特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅について、
所有権移転登記のため証明を受ける場合は建築後使用されたことのない家屋に限ります。